

広報

大地

平成22年6月1日発行

〈発行所〉

空知郡中富良野町丘町7番18号

富良野土地改良区

TEL 0167-44-2131

FAX 0167-44-2736

E-mail : soumu.kairyoku@furano.ne.jp

ホームページ

<http://www.furano.ne.jp/midorinet>

〈編集〉総務課



ようやく「ふらの」にも春の陽気が!! 工事も急ピッチで進められています

【国営農地再編整備事業富良野盆地地区 共栄旭中東工区 谷崎地先 区画整理(除礫)工事状況】

豊かな水と大地



No. **20**

おもな内容

- 平成21年度通常総代会について
- 平成22年度予算関係について
- 各地区懇談会質疑内容について
- 農業基盤整備事業の促進について
- 改良区からのお願い・お知らせ

平成二十一年度 通常総代会を開催する

平成二十一年度通常総代会を三月二十九日、午前九時より本土池改良区大会議室において開催した。



提案要旨の説明をする長尾理事長

総代三十二名が出席（欠席九名）し、長尾理事長の提案要旨説明の後、議長に岡野孝則総代（扇山地区）を選任、議事録記名人に岡本敬一総代（東中地区）・櫛部武治総代（平原地区）を指名し、



議長就任挨拶をする岡野総代（中央）

議案第一号 定款の一部改正について
議案第二号 規約の一部改正について
議案第三号 地区除外等処理規程の一部改正について
議案第四号 基本財産の処分について



説明内容を聞く総代

議案第五号 平成二十一年度積立金処分額の変更について
議案第六号 平成二十一年度富良野土地改良区一般会計収入支出第四回補正予算について
議案第七号 予算の繰越について
議案第八号 平成二十二年賦課金の賦課徴収方法とその時期について
議案第九号 基本財産の取得（増資）について
議案第十号 平成二十二年積立金の処分について
議案第十一号 平成二十二年借入金について

議案第十二号 平成二十二年土地改良負担金償還平準化事業の実施について
議案第十三号 平成二十二年度決済金について
議案第十四号 平成二十二年役員等の報酬について
議案第十五号 平成二十二年富良野土地改良区一般会計収入支出予算について
慎重審議し、全案件原案通り可決した。

審議終了後、寺島聡総代（東郷地区）が土地改良事業費の削減に対する決議文を朗読し、三項目の決議を満場一致の拍手で採択し、その実現に向けて総力を結集した。



平成二十一年度通常総代会で

採択された決議全文を掲載します

記

決議

国は、平成二十二年度農業関係の予算編成において、戸別所得補償制度のモデル対策費に重点配分する一方で、農業農村整備事業費（土地改良事業費）を大幅に削減した。

農業農村整備事業の予算の縮減は、今後、地域の要望に即した排水対策や土層改良、区画整理等の農地整備や、農業用水を安定的に確保するなどの農業水利施設の計画的な更新・整備に深刻な影響を与えることとなり、本道農業の生産性が低下していくことは明らかである。そしてそのことは、我が国の食料自給率をさらに低下させるなど国民全体の不利益にもつながるものと危惧する。

今後とも本道農業・農村が持続的に発展し、安全・安心な食料を国民に安定的に供給する役割を担っていくためには、食料供給力の確保に必要な農地や農業水利施設の整備を継続的かつ安定的に実施する事が不可欠である。

よって、食料供給力の確保に必要な生産基盤整備の促進について、我々は総意として次の事項の実現が図られるよう強く要望する。

- 一、国民の命の根源である食の安定供給を図るため農業農村整備事業の着実な推進に必要な予算を確保すること
- 一、食料自給率二〇〇%の北海道農業が今後も国民に安心安全な食を提供できるよう担い手の育成、優良農地の確保、整備を強力に推進すること

一、農業の持続的発展は農業者だけでなく国民の命と暮らしを守るうえで極めて重要であり必要な措置を強力に推進していくこと

右決議する。

平成二十二年三月二十九日



決議文を朗読する
寺島総代

富良野土地改良区
平成二十一年度通常総代会

平成22年度 事業概要

先の政権交代の影響もあり、農業農村整備事業費は対前年度比で 46.9% と大変厳しい状況になっています。平成 22 年度の事業予算は、本土地改良区予算作成時には確定しておらず概算要求額で編成しました。円滑な土地改良事業の推進を図るために関係機関への積極的な働きかけを行い、的確な情報収集と活発な要請活動に努めて参ります。本年度も組合員の皆様のご理解とご協力を頂き、各事業を推進致します。

○ 国営事業 (3 地区 総事業費 59 億 1,578 万 5 千円)

- ・かんがい排水事業 ふらの地区
東郷ダム改修工法検討、計画変更及び河川協議資料作成(2 億 5,000 万円)
- ・農地再編整備事業 富良野盆地地区(44 億 6,578 万 5 千円)
区画整理、農地造成等 一式
事業推進等業務および換地計画委託 一式
(平成 27 年度完了予定)
- ・総合農地防災事業 空知川地区(12 億円)
頭首工本体工事 一式 環境、騒音、振動等調査 一式
(平成 28 年度完了予定)

○ 道営事業

(13 地区 継続 8 地区の事業費計 10 億 2,305 万 2 千円 新規および計画地区は未確定)

- ・経営体育成基盤整備事業
継続地区「島津地区・興農地区」、新規地区「西山地区・寿地区」
- ・農地集積加速化基盤整備事業
継続地区「平原西地区・大沼南地区・大沼中央地区・大沼北地区」
- ・畑地帯総合整備事業担い手支援型
継続地区「東郷北部地区・東郷南部地区」
- ・かんがい排水事業
「ヌノッペ幹線地区・第 1 用水地区」を「東中幹線地区」として一本化。
- ・基幹水利施設ストックマネジメント事業
「東幹線地区・報徳地区」の 2 地区が計画樹立。

○ 維持管理事業 (2 億 5,344 万 5 千円)

- ・草分地区他 6 地区において土地改良施設の維持管理を実施する。

○ 障害防止対策事業 (2 億 8,055 万 7 千円)

- ・日の出ダム改修工事は本年度完了。ヌノッペ幹線水路工事は調査、実施設計を行う。

○ 農地・水・環境保全向上対策

- ・本年度で 4 年目を迎え、各保全組合との事務連携も一段と強化された。事業期間の後半に向けて今後の活動指針を検討する等、事務受託を受けて継続的に事業効果が発現出来るよう積極的に取り組む。

○ 各ソフト事業

- ・継続事業の他、昨年度より新たに償還金の負担金軽減策である「土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業」「経営安定対策基盤整備緊急支援事業」を実施。

平成22年度 一般会計収入支出予算書

一金 1,164,387千円也 収入予算額
 一金 1,164,387千円也 支出予算額

収入

(単位：千円)

款	項目	予算額	説明	種 目
1. 賦課金		581,547		
	運 営 費	162,571	土地改良区の共通経常経費に充てる(報酬、職員人件費、需用費、会議費等)	
	維持管理費	138,773	各地区の維持管理費に充てる	
	特別賦課金	280,203	道営事業分担金・国営事業負担金・借入償還金に充てるため賦課する 事業賦課金：道営事業の個人メニュー(区画整理・客土・暗渠排水等)につぎ事業費の1%相当賦課する。	
2. 使用料		4,204		
	使 用 料	4,204	土地改良施設を有料で使用承認する場合の使用料	
3. 補助金及び助成金		324,446		
	補 助 金	292,156	国又は道、市町村からの事業に対する補助金	
	助 成 金	32,289	国又は道、市町村からの事業に対する助成金	
	交 付 金	1	土地連等からの事業に対する交付金	
4. 財産収入		4,100		
	財 産 運 用 収 入	4,100	積立金・出資金より生ずる利子、土地改良施設を他の目的に貸付、又は売払いにより生ずる収入	
5. 受託金及び補償金		47,280		
	受 託 金	683	道営事業補助監督業務の受託料	
	国 営 事 業 受 託 金	10,000	国営事業調査設計業務の受託料	
	道 営 事 業 受 託 金	10,001	道営事業設計施工管理業務の受託料	
	そ の 他 の 受 託 金	26,595	他の科目に属さない受託金	
	補 償 金	1	土地改良施設が河川改修等で移転する場合の補償金	
6. 繰入金		31,933		
	財 産 繰 入 金	1		
	積 立 金 繰 入 金	31,932	目的により積立金処分のための繰入金	
7. 借入金		65,870		
	日本政策金融公庫借入金	65,100	政策金融公庫より道営事業分担金支払いのため長期借入による収入	
	長 期 借 入 金	770	農協より平準化事業等の支払いのため借入する収入	
8. 諸収入		20,507		
	諸 収 入	506	他の科目に属さない収入	
	決 済 金	1	農用地を転用することにより、減積分の負担すべき金額を一括して徴収する	
	繰 上 償 還 金	20,000	任意の繰上償還金	
9. 繰越金		84,500		
	前 年 度 繰 越 金	84,500	前年度決算剰余金	
台 計		1,164,387		

支出

(単位：千円)

款	項目	予算額	説明	種 目
1. 一般管理費		148,546		
	事 務 費	148,393	報酬・給料・費用弁償・旅費等 土地改良区の経常経費	
	会 議 費	153	会議費	
2. 営造物管理費		117,269		
	草 分 地 区	12,608	草分地区 土地改良施設の維持管理費	
	東 中 地 区	26,086	東中地区 土地改良施設の維持管理費	
	富 良 野 平 原 地 区	33,140	平原地区 土地改良施設の維持管理費	
	扇 山 地 区	6,440	扇山地区 土地改良施設の維持管理費	
	東 郷 地 区	18,695	東郷地区 土地改良施設の維持管理費	
	空 知 川 地 区	11,000	空知川地区(国営空知川右岸地区に係る受益区域)土地改良施設の維持管理費	
	フ ラ ヌ イ 地 区	7,700	フラヌイ地区(国営フラヌイ地区に係る受益区域)土地改良施設の維持管理費	
	国営造成施設管理体整備促進事業	460	土地改良施設の管理に関し、助成金の交付を受け整備強化を図る	
	維持管理費	1,140	土地改良施設の管理に関し、助成金の交付を受け整備強化を図る	
3. 選挙費		1		
	負 担 金	1		
4. 土地改良事業費		336,468		
	国 営 事 業 受 託 費	10,000	国営事業調査設計業務の受託費	
	道 営 事 業 受 託 費	10,001	道営事業設計施工管理業務の受託費	
	道 営 事 業 補 助 監 督 業 務 受 託 費	683	道営事業補助監督業務の受託費	
	国営造成施設管理体整備事業	959	道又は市町村からの補助金、受託金により事業を行う	
	農業経営高度化支援事業費	18,000	道からの補助金により事業を行う	
	担い手育成支援事業費	209	土地連からの交付金により事業を行う	
	日の出ダム障害防止対策事業(H21国債)	207,810	防衛局からの補助金により事業を行う	
	ヌノッペ幹線障害防止対策事業(H22単債)	72,747	防衛局からの補助金により事業を行う	
	J I C A 研 修 費	677	発展途上国より研修生を受け入れ土地改良区の運営・用水管理システムの指導を行う	

款	項目	予算額	説明
	農地・水・環境保全向上対策費	15,380	各環境保全組合からの事務受託費
	補償工事費	1	土地改良施設が河川改修等で移転する場合の補償金で事業を行う
	災害復旧事業費	1	天災により土地改良施設が罹災した場合の補助金等で事業を行う
5. 諸税及び負担金		118,929	
	諸税	4,236	固定資産税、消費税、自動車税
	共済負担金	16,721	健康保険、厚生年金、労働保険の事業主負担分
	一般負担金	7,245	土地連、各種協議会等に対する負担金
	道営事業分担金	90,727	道営土地改良事業実施に伴う負担金
6. 繰出金		88,047	
	財産積立金繰出金	1	災害、凶作等の場合のための積立金
	役員退任手当積立金繰出金	2,107	役員の退任時における退任手当支給のための積立金
	職員退職手当積立金繰出金	11,734	職員の退職時における退職手当支給のための積立金
	地区事業積立金繰出金	27,050	地区の土地改良事業等を行うために必要な積立金
	地区財政調整積立金繰出金	3	地区の将来の財政調整に対処するための積立金
	地区償還準備積立金繰出金	33,527	国営土地改良事業等に係る負担金の円滑な償還を図るための積立金
	地区除外等返済積立金繰出金	6	地区除外等による将来の地区維持管理に対処するための積立金
	地区施設管理積立金繰出金	4,637	土地改良施設の管理に対処するための積立金
	地区維持管理積立金繰出金	3,002	維持管理費の調整に対処するための積立金
	地区償還調整積立金繰出金	5,979	道営事業償還金の調整等に対処するための積立金
	財政調整積立金繰出金	1	将来の財政調整に対処するための積立金
7. 償還金		295,299	
	政策公庫資金償還金	96,683	政策金融公庫からの借入金の償還元金及び利子、任意の繰上償還金
	長期借入金償還金	198,616	農協等からの借入金の償還元金及び利子
8. 諸支出金		14,228	
	一時借入金利子	1	一時借入金利子
	研修費	2,225	総代研修及び管理組合長合同研修経費
	諸費	2,002	他の科目に属さない支出
	財産取得費	10,000	財産の購入に要する経費
9. 交付金		360	
	交付金	360	賦課金を徴収する際に農協へ取扱い手数料として交付
10. 推進費		1,600	
	推進費	1,600	事業推進費
11. 予備費		43,640	
	予備費	43,640	予算超過及び予期しない経費に充てるためのもの
合 計		1,164,387	

平成22年度 賦課金内訳及び納入期限

(10a当たり 円)

地区	経常賦課金		特別賦課金		合計
	1期 運営費	維持管理費	2期 均等償還等		
草分	2,100	2,200	かんばい 2,420 非かんばい 0	かんばい 6,720 非かんばい 4,300	
東中	2,100	1,790	事業賦課金 2,100 償還賦課金 10	6,000	
富良野平原	2,100	第11管理組合を除く 2,560 第11管理組合 2,200 (減免 360)	償還賦課金 2,740	第11管理組合を除く 7,400 第11管理組合 7,040	
扇山	2,100	1,400	償還賦課金 2,000	5,500	
東郷	(田) 2,100 (畑) 1,900	(田) 200 (畑) 280 本幸(畑) 460	—	(田) 2,300 (畑) 2,180 本幸(畑) 2,360	

期別	賦課期日	納入期限	内 訳
第1期	6月1日	6月30日	運営費・維持管理費
第2期	10月15日	11月15日	償還金等
第3期	3月1日	3月23日	分担金・償還金・事業費1%

期限内納入にご協力願います！

各地区懇談会を開催しました

2月22日から3月29日にかけて草分・東中・平原・扇山・東郷各地区の懇談会を開催いたしました。16会場で319名の出席があり土地改良区の運営、事業推進について種々ご意見を頂きました。組合員の皆様のご意見を真摯に受け止め、今後の土地改良区運営に反映させます。

主な質疑内容

【草分地区】

Q1 地区維持管理積立金について

A1 土地改良施設の将来の更新に備え、整備改修計画に沿った形で積立を行う。

Q2 国営富良野盆地地区の予算について

A2 平成二十二年度予算は半減だが昨年度の大規模補正による繰越分があり、本年度分はほとんど支障がない。ただ、二十三年度以降は厳しい状況が推測され工期延伸が懸念される。今後も予算確保の要請活動を積極的に行う。

【東中地区】

Q1 道管かんばい事業が始まるが面工事業も進めてほしい。パワーアップ事業は継続されるのか。

A1 北海道の財源は厳しい様だが、地元の声を反映した要請活動が必要だと思う。二十三年一月迄に結論が出る予定である。

Q2 地区事業積立金について

A2 将来の事業償還に充てるための積立金。本地区は排水整備が重要であり、今後道営事業による面工事業も計画している。地区役員の方々には事業推進にご協力願いたい。



東中地区 (全管理組合合同)

Q3 ぶらの農協の出資について

A3 賦課金の徴収振替に際し、業務を円滑に担って頂く意味も含めて今回増資を決定した。賦課金を優先的に振替する事についても今後強く要請したい。

【平原地区】

Q1 山手幹線水路の落水時期の延伸について

A1 昨年は冷害対策により十日間の取水期間の延伸が出来たが基本的権利は八月三十一日まで。幹線内のゲートを下げて貯水しているが上流部では九月二十日まで利水出来た。パイプライン整備が進むまでの間、末端管理を徹底し少しでも長く利水出来る様ご協力願う。

Q2 国営富良野盆地地区の農地造成(畑地化)の扱いについて

A2 本地区は十%の畑地化、集落営農を取り組み事業推進にご協力を頂いている。水田と畑は水量に差はあるが、施設管理では差はないと判断している。また、用水ばかりではなく排水についても考慮しなければならぬ。将来運営費単価の見直しをかける事が予想される中、受託費等を活用し経費削減に努める。

Q3 未収金について

A3 十二件で五百七十七万三千円の未収がある。理由として、①実質的に営農を行っておらず土地

を賃貸している。②過去に工事のトラブルがあった。③兼業農家で収入がない等々のケースがあるが、何れも支払計画を明確にして今後も役・職員一丸となり督励を行う。

【扇山地区】

Q1 基幹水利施設ストックマネジメント事業とは

A1 施設の延命処置対策の事業で面工事は含まない。

Q2 償還金は何故増えたのか

A2 用水路・排水路について、地区全体で負担している。

【東郷地区】

※地区懇談会に際し、旭川開発建設部富良野地域農業開発事業所長以下担当官が臨席し、東郷ダム
の改修方法について説明する。

Q1 東郷ダムについて

① 水量は現在間に合っており改修にかかる負担は納得出来ない。

② 昨年末からの報道取材の中、一般市民の間でもダムは不要の声がある。農業用水の必要性をアピールすべきではないか。

③ 改修方法は四案提示されているが、改良区として要望案を示しているのか。



東郷地区（第4管理組合）

A1 旭川開発建設部・土地改良区
の回答

① 現状ではダムがなければ利水出来ず、単純に廃止とはならない。ダムを造成して水利権を確保する事が基本であり、完成しなければ水利権の消滅・施設撤去で水は使えない。計画当初と状況が違っていると利水に自由度を感じていると思

うが、水利権がなければ水は利用出来ない。水利権の許可権者は国土交通大臣で、個人の取水は許可を得ていないと法律で罰せられる。河川利水の七割が農業利水であり、昭和四〇年代河川管理者が厳しく管理しダムの建設計画となった。水利権の確保は法的に重要な事項である。

② ダムの問題については受益者に非はない。旭川開発建設部から役職員への説明会もあり、現在はダムありきからダム以外の議論ができる様になった。関連事業の施設も相当年数経過し補修・改修の必要性も出てきた。将来を見通したがご意見を賜りたい。

③ 将来的に維持管理費がかからない工法をお願いしている。四案に拘らず、改修費が安価であり最小限度の維持管理費ですむ方法があれば良い。広く意見を聞きながら計画を立てて行きたい。



賦課面積と組合員数

(単位：ha、人)

地区	平成21年度		平成22年度		増減	
	面積	組合員数	面積	組合員数	面積	組合員数
草分	928	172	927	166	△1	△6
東中	1,289	153	1,288	152	△1	△1
平原	3,259	354	3,257	344	△2	△10
扇山	476	66	476	64	—	△2
東郷(田)	164	40	164	39	—	△1
東郷(畑)	1,625	239	1,624	235	△1	△4
東郷(本幸畑)	177	17	177	17	—	—
合計	7,918	1,041	7,913	1,017	△5	△24

農業基盤整備事業の促進に向けて

陳情・要請活動を行いました

平成二十二年度事業概要でもお知らせしましたように、農業農村整備事業費は大幅な縮減となりました。消費者に安全・安心な食料を供給するために、その基盤となる農地や土地改良施設を守る本事業は持続的・計画的に行わなければなりません。

食料の安定供給のために農業農村整備事業の着実な推進のための予算確保と必要な措置について、各方面に陳情・要請活動を行いましたので報告します。

○沿線市町について

富良野市議会に対し、空知川上流土地改良区と共同で「農業農村整備事業の予算確保に対する意見書」を提出しました。また、先にお知らせしております本土土地改良区通常総代会で採択されました決議は、上川沿線の土地改良区と連動した形であり、上川町村会・上川町村議会議長会が取り纏め、オール上川の取り組みの中で意見書が議決されています。

○北海道について

「農業生産基盤整備の促進を求める要請書」

を、上川地方総合開発期成会・町村会・議会議長会・農業協同組合長会・農民連盟・土地連上川支部が連携して、北海道議会および各会派・北海道庁に提出し要請活動を行いました。北海道庁に対しては本土土地改良区が加盟している各団体で複数回、陳情活動を行っております。



北海道開発局にて農業生産基盤整備事業の重要性を訴える長尾理事長

○北海道開発局について

上川管内土地改良区国営土地改良事業要請会を開催し、「農業生産基盤整備の促進を求める要請書」を、農業水産部長以下担当部局に提出し要請したほか、現在進捗している事業・計画地区の動向について、上川沿線土地改良区合同で意見交換を行いました。

○全道的な陳情・要請活動について

国営事業を実施している全道の土地改良区で構成する北海道国営土地改良事業促進協議会で採択された、「食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める決議」を民主党道連および北海道農政部に提出、陳情を行いました。また、衆議院・道議会の関係議員にも同様の要請活動を行いました。

他にも農業生産基盤整備の促進を求める全道緊急集会や国営農地再編整備事業に関する中央要請にも参加しており、今後も幅広く積極的に陳情・要請活動を展開したいと考えております。



改良区からのお願い

土地の移動・面積に変更がある場合は届出が必要です

組合員の資格 得喪について

組合員が土地の全部または一部を移動（売買・相続・経営移譲・賃貸借）した場合には土地改良法第四十三条の規定により資格得喪の手続きをしなければなりません。農業委員会・J・A・共済組合等の諸手続きと同様に土地改良区に対しても手続きを行わなければなりません。他の機関の手続きで自動的に改良区も変更する事はありません。届出がなければ賦課金は元の組合員に通知されます。

組合員の資格が移動した場合は、両者の印鑑と移動した事を証明するものをご持参の上、土地改良区にご来庁頂き資格得喪の手続きをお願いします。

地区除外等 決済金について

土地改良区の区域内にある農地を農用地以外に転用（宅地にした、道路用地や河川用地になった等）する事になった場合には、土地改良法第四十二条第二項および地区除外等処理規程に基づき、地区除外申請手続きを行い、決済金を納めなければなりません。これは、賦課面積の減少により残る

組合員に対し不当な割高負担を掛けないうために、転用地に係る分についての一定期間分の運営費・維持管理費及び関係する事業償還金を一括して一時に支払うものです。この手続きがなされない、賦課台帳に反映されず従前の面積で賦課されますので、必ず印鑑をご持参の上、ご来庁頂き決済の手続きをして下さい。

なお、組合員資格得喪・農地転用による地区除外申請の申請様式を、ホームページに載せておりますので、ご活用下さい。

詳細についてのお問い合わせは
総務課管理係まで
〈松井・浦瀧〉

本年度の決済金額（一般）です！

（単位：10a当り）

地区	決済金	
草分	かんばい区域	61,500円
	非かんばい区域	43,000円
東中		63,100円
平原	不可避を除く	86,200円
	不可避	65,700円
扇山		55,300円
東郷	(田)	23,000円
	(畑)	21,800円
	本幸(畑)	23,600円

※上記以外に、完了地区の償還金にかかる決済金（個人分）もあります。

用水路等の 転落防止について

毎年、四月下旬より八月下旬まで各用水路に通水を行っております。また代掻期は排水路も水が溢れ水深が深くなり、取水施設や溝路は幼児・児童にとつて大変危険な場所になります。

本土地区改良区においても、危険箇所「サク・フタ」等の防護施設を整備し、ポスターの配布や各行政の防災無線で事故防止の呼びかけをしております。「用水路等付近で遊ばせない・近寄らない」をモットーに幼児・児童が危険と思われる場所で遊んでいたら「あぶないヨ」と一声掛ける等、各家庭・地域においてもご指導ご協力をよろしくお願いします。

用排水施設及び 土地改良施設への ゴミ投棄は止めましょう

用水路等にゴミや草を捨ててる事で水路が詰まり水が溢れ、皆様の大事な財産である農地が冠水する、あるいは土地改良施設が壊れる事が想定されま。土地改良施設へのゴミ投棄は絶対しない様、地域ぐるみのご協力を願います。

水士里ネットふらのスタッフ

●本年度より組織再編され3課体制になり、新人も4名入りました。組合員の皆様どうぞよろしくお願ひします。



長尾理事長



佐々木参事

総務課

○庶務・会計：企画調整、各会議、定款・規約・諸規程、経理、予算および決算担当



松井総務課長
(会計主任)



山田主幹



鈴木庶務係主事補(新)



田中会計係



上坂庶務係

○管理：組合員資格得喪、賦課金および決済金担当



浦瀧管理系主任



木村管理係



太田管理係(新)

工務課

○工務：工事事務、ソフト事業および農地・水・環境保全向上対策担当



太田工務課長
(管理責任者)



清野主幹



住友工務係長



平川工務係



盛永工務係(新)

○維持：維持管理事業、団体事業および障害防止対策事業担当



青山主幹



本田維持係技師



日下維持係



中坪維持係

整備課

○整備第1：国営事業（農地再編整備事業を除く）および道営事業担当



小林整備課長



高橋整備課長補佐



中村整備第1係長



輪島整備第1係技師



小西主幹



鈴木整備第1係技師補(新)



大坂整備第1係
(上川総合振興局管内農地出賃所出向)



井口整備第1係

○整備第2：国営事業（農地再編整備事業）担当、中富良野町農業センター出向



桑田主幹



久保田整備第2係長



小西整備第2係



奥山整備第2係

改良区からのお知らせ

通水関係について

代掻期のピークも過ぎて水需要は安定しているのではないかと思います。

今後の天候によっては畑作物の灌水が必要な時期にきています。各用水路については巡回点検および清掃を励行し、特にパイプライン旧施設地区について補修箇所があれば各管理組合長を通じて、土地改良区へご連絡願います。また、開水路での草刈り作業については通水に支障の無いよう、各管理組織で連携を取って実施願います。

パイプラインの操作で一番気を付けなければならぬ事は、一気に水を流したり急に止めたりしない事です。本線の仕切弁はもちろんの事、ほ場内の取水栓についても同様に操作はゆっくりと行って下さい。

例年実施している山手幹線用水路の期間外水利用を、本年度も九月一日から九月二十日頃までを予定しています。防除・ハウス灌漑に上手に利用して下さい。但し、北十三号関係の幹線・支線は末端が開水路のため八月三十一日で取水ゲートを閉じますので期間外の水利用は出来ません。なお、山手幹

線用水路直分掛かりのパイプライン利用組合は八月三十一日に各支線の排泥弁の確認をお願いいたします。

職員募集

○募集人員 一名

○募集職種 技術職（土木）

○応募資格 平成二十三年三月に四年制大学卒業見込みの方

○受付期間 平成二十二年九月一日から九月三十日

○試験日 平成二十二年十月二十一日（予定）

○試験科目 教養試験・小論文面接

※詳細についてはHPでお知らせしております。（アドレスは表紙に記載）

農林水産大臣賞を受賞

去る三

月二十六

日、東京

都砂防会

館で開催

された全

国水土里

ネット表

彰式にて

本土改良区が「農林水産大臣表彰」を受賞しました。

永年の組織運営の強化、土地改良事業の推進に尽くした事が認められ表彰されました。組合員および関係機関の方々に感謝申し上げます。

今回の受賞を節目に役・職員一同新たな気持ちで地域農業を支える土地改良区を目指し運営して参りますので、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。



編集後記

初めての広報作成で紙面作りの難しさを実感しました。ご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

